

第1版

令和8年熊本地震被災者支援制度
(令和8年7月29日時点)

目 次

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む 1

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備） 3

1-2-2 り災証明書の発行（農水産業関係） 4

1-3 り災証明書（住家以外の被害について）の発行

1-3-1 被災届出証明書（住家以外の被害について） 5

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給 6

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給 7

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給 8

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 災害援護資金の貸付 9

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいを補修したい・修理したい

3-1-1 住家の緊急の修理（被害の拡大の防止） 12

3-1-2 被災した住宅の応急修理 13

3-1-3 ひとり親家庭への貸付（住宅） 15

3-2 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-2-1 熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助 16

3-2-2 熊本市老朽空き家除却促進事業補助 17

3-2-3 被災住宅の障害物の除去 18

3-3 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-3-1 開発許可申請等に係る手数料免除	19
3-3-2 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	20

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1 被服、寝具その他生活必需品の支給	22
4-1-2 教科書及び学用品の支給	23

4-2 ごみの処理について

4-2-1 地震で被害を受けたごみの収集について	23
4-2-2 地震で被害を受けた大型ごみ、家電4品目の回収について	24
4-2-3 地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について	24
4-2-4 事業所からの災害ごみの処分費用減免	26

4-3 飲用井戸水の検査について

4-3-1 災害時における飲用井戸水等の水質検査	28
--------------------------	----

4-4 通学に関すること

4-4-1 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について	29
--------------------------------	----

4-5 生活に関することについて（相談窓口）

4-5-1 消費生活相談	30
4-5-2 こころの健康相談	30
4-5-3 こどもたちの心のケア	32
4-5-4 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ	32
4-5-5 感染症に関する相談	33
4-5-6 食品に関する衛生相談	33
4-5-7 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	34
4-5-8 外国人の方向けの相談窓口	34

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 市税の減免	36
5-1-2 市税の納税の猶予	37

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除 37

5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除 39

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免等 40

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 定期予防接種の対象期間の延長 41

5-5 障がい者・児福祉

5-5-1 障がい者の福祉用具の再給付 41

5-5-2 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額 43

5-5-3 特別児童扶養手当などの災害特例措置 44

5-6 子育て・教育

5-6-1 保育所等利用者負担額（保育料）の減免 45

5-6-2 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免 46

5-6-3 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予 47

5-6-4 就学援助制度 48

5-6-5 熊本市奨学生の募集（家計の急変等） 49

5-6-6 熊本市奨学金貸付金の返還の猶予 51

5-6-7 未就学児を対象とした受け入れ 52

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1 中小企業者向け特別相談窓口 54

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1 農漁業被害に関する相談 54

6-3 各種相談窓口

6-3-1 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談 56

6-3-2 社会保険労務士による労働相談 56

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

熊本地震に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」があります。※調査の結果、「無被害」となることもあります。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
- ※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
- ※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
- ※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
- ・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

窓口またはマイナポータルサイト（電子申請）から交付申請が可能です。

■申請の流れ（被害認定調査有りの場合）

窓口もしくはマイナポータルで調査依頼



被害状況確認のため被害認定調査（1次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により2次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、申請窓口までお問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真又は修理の見積書等を申請窓口を持参もしくは電子申請時に添付していただくと、写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付（電子申請の場合は郵送）します。

1. り災証明書の発行

■申請受付窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

■受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■申請時に必要なもの

- （１）本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- （２）代理人による申請の場合は委任状、代理人の本人確認できるもの
- （３）申請書
- （４）生活の本拠であったことが確認できる書類
※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。
- （５）管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの
- （６）被害状況を写した写真又は修繕見積書（領収書）
※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合のみ必須。

■発行窓口

申請受付窓口と同じ

■発行受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■受取時に必要なもの

- （１）交付を受ける人の本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
※代理人が交付を受ける場合は、代理人の本人確認できるものが必要です。
- （２）家屋調査完了後に送付される「調査完了のお知らせ」
- （３）申請時に不足していた書類
※該当者のみ
※（２）のお知らせが届くまでに連絡が無かった方は不要です

■申請期限

令和8年10月31日（土）

※窓口は令和8年10月30日（金）

※お早めにお手続きください。

1. り災証明書の発行

■お問合せ先

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2312	託麻	096-380-3111	清水	096-343-9161
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	龍田	096-338-2231
西区	096-329-5403	天明	096-223-1111		
南区	096-357-4129	幸田	096-378-0172		
北区	096-272-1118	城南	0964-28-3111		

※お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課 096-328-2424

令和8年熊本地震（令和8年（2026年）7月28日（火）発生）に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方

※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。

※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。

※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課

■受付時間

平日 8時30分～17時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）被害状況がわかる写真

（2）被害を受けた建物の所在地がわかる地図

（3）本人確認ができるもの（窓口に来られる方）

※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。

1. り災証明書の発行

※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。（A4用紙に何枚か印刷した形式でも可）

※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課 096-328-2424

1-2-2 り災証明書の発行（農水産業関係）

農業支援課 096-328-2384

令和8年熊本地震に伴う、り災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

- ・農業を営まれている方

農作物を生産している耕作面積が3,000平方メートル以上を有すること、又は被災前年1年間における農畜産物販売金額が50万円以上の実績を有すること。

- ・水産業を営まれている方
- ・その他 市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設（ハウス・建物等）・機械、農水産物、農地等

※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。

※被害対象は申請者本人の名義であること。

お手続き

■申請受付窓口

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター	096-311-4010

1. り災証明書の発行

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明願
- (2) 被害状況が分かる写真（全景写真と近景写真をご用意ください。）
- (3) 被災場所が分かる地図
- (4) 営農等の実態が確認できるもの（営農計画書、確定申告書など）
- (5) 委任状（本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合）

■お問合せ先

農業支援課 096-328-2384

1-3 り災証明書（住家以外の被害について）の発行

1-3-1 被災届出証明書（住家以外の被害について）

健康福祉政策課 096-328-2340

り災証明書の対象とならない建物や家財などについて、被災の届出がなされたことを証明する被災届出証明書を交付しています。

■申請方法

(1) 窓口申請の場合

申請書に必要事項をご記入のうえ、お近くの各区役所福祉課または各総合出張所にご提出ください。

受付時間：午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

(2) 郵送の場合

熊本市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書と返信用封筒（110円切手貼付、住所宛名記載）を郵送ください。

※郵送の場合、送付先は各区福祉課となります。

■お問合せ先

健康福祉政策課 096-328-2340

各申請受付窓口

■申請期限

令和8年10月30日（金）

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により死亡された方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和8年熊本地震により死亡された方のご遺族（災害弔慰金）
亡くなった方が生計維持者の場合 500万円
生計維持者以外 250万円

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・申請される方の本人確認ができるもの（運転免許証等）の写し
- ・申請される方名義の通帳の写し
- ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し
- ・印鑑（認印可）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により重度の障害を負った方（審査委員会において、災害により重度の障がいを受けたと認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明した場合
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を完全に失った場合
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がい残り、常に介護が必要な場合
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がい残り、常に介護が必要な場合
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った場合
- ⑥ 両上肢の用を完全に失った場合
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った場合
- ⑧ 両下肢の用を完全に失った場合
- ⑨ 精神または身体の障がい重複し、その程度が上記①～⑧と同程度以上と認められる場合

上記の障がいを受けた方が

生計維持者 250 万円

生計維持者以外 125 万円

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312

[東 区福祉課] 096-367-9127

[西 区福祉課] 096-329-5403

[南 区福祉課] 096-357-4129

[北 区福祉課] 096-272-1118

[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 8 年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により 1 ヶ月以上の重傷を負った方 : 3 万円

住家の全壊又は流出した世帯 : 5 万円

住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊世帯 : 3 万円

上記に該当しない住家の床上浸水 : 1 万円

※被害を受けた当時、熊本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていた方が対象となります。

※「重傷を負った方」は、令和 8 年熊本地震により直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

＜重傷の場合＞※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて令和 8 年熊本地震による直接的な負傷が分からない場合）

- ・申請者名義の通帳の写し

＜住家の全壊等の場合＞※申請者は世帯主となります。

2. 経済的な支援

- ・り災証明書（写し可）
- ・申請者名義の通帳の写し

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2340

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 災害援護資金の貸付

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。

対象となる方

被災日時点で熊本市に居住かつ住民登録があり、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

- 世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷を負った
- 住居の半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）又は全壊
- 住居の全体が滅失・流失した
- 家財の価額のおおむね1/3以上に損害があった

※「住居の半壊又は全壊」は、自己所有の住宅（持ち家）の場合が対象となります。
全壊の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合及び滅失又は流出の場合は、アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。

2. 経済的な支援

■貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷があった	家財、住居に損害なし	150 万円
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 250 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	270 万円 ※2（350 万円）
	住居が全壊	350 万円
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷が <u>なかった</u>	家財、住居に損害なし	貸付対象外
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 150 万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	170 万円 ※2（250 万円）
	住居が全壊（住居の全体が滅失又は流失した場合を除く）	250 万円 ※2（350 万円）
住居の全体が滅失・流失した		350 万円

※1 家財の損害の場合、貸付限度額と家財の損害額のうちいずれか低いほうの金額の範囲内での貸付となります。（損害状況を確認するため現地調査を行う場合があります。）また、家財の損害に自家用車の損害は含まれず、貸付金を自家用車の購入・修理のために充てることはできません。

※2 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があると認められる場合には（ ）内の金額が貸付限度額となります。

■貸付条件

利 率 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）
償還期限 10 年（据置期間を含む）
据置期間 3 年
※据置期間 3 年経過後、7 年間の償還となります。（繰上償還は据置期間でも可能）

■所得制限

世帯の市民税における令和 8 年度分（令和 7 年分）総所得の合計が以下の金額未満

2. 経済的な支援

- 1 人：220 万円
 - 2 人：430 万円
 - 3 人：620 万円
 - 4 人：730 万円
 - 5 人以上: 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。
- ※住居が滅失した場合は世帯人数に関わらず 1,270 万円

■お手続き

申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいを補修したい・修理したい

3-1-1 住家の緊急の修理（被害の拡大の防止）

住宅政策課 096-328-2449

令和8年熊本地震により被災した住家（住宅）について、被害の拡大を防止することを目的とした制度です。

対象となる方

当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等に相当する程度の住家被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある住家の所有者（物置、倉庫や駐車場等は対象となりません）

費用の限度額

1世帯あたり 56,400 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる内容

具体的な例は、次のとおりです。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

申込期限と完了期限

令和8年（2026年）8月7日まで（完了期限も同日）

お手続き

■申請受付窓口（必要な書類等は個別にお渡しします）

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■お問合せ先 住宅政策課 096-328-2449

3-1-2 被災した住宅の応急修理

住宅政策課 096-328-2449

令和8年熊本地震により被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼します。

費用についても、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ支払います。

対象となる方

(1) 以下の全ての要件を満たす方（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象とします。

- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

※ 対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とします。

(2) 資力等の要件

「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

※ 修理業者に代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。

※ 応急修理の期間中、条件により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅：みなし仮設）等を利用できる場合があります。

※ 借家は一般的には借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

ただし、事情により所有者・管理者が修理を行わず、居住者の資力では修理できないために、居住する場所を確保できない場合は、所有者・管理者の同意を得て応急修理制度を活用できる場合があります。

なお、この場合は所有者・管理者に資力がないことを証する資料等が必要になります。詳細は「■お問合せ先」記載の担当課までご相談ください。

3. 住まいの確保・再建のための支援

費用の限度額

1世帯あたりの限度額は次のとおりです。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯
757,000 円以内（消費税込み）
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯
367,000 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる範囲

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、早急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- (1) 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- (2) 家電製品は対象外です。
- (3) 内装に関するものについては一部対象とならないものもあります。
(例) 内装（畳、壁紙などの張替え）については原則として対象外ですが、床や壁の下地と一体で交換する場合は対象となります。
- (4) 詳しくは下記「お問合せ先」にご相談ください。

申込期限と完了期限

令和8年（2026年）10月27日まで（完了期限と同日）

※ 上記の期限までに修理を完了（完了報告書や修理写真等の提出までを含む）する必要があります。

お手続き

■申請受付窓口

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■必要なもの

- ・住宅の応急修理申込書 ※参考資料として、住宅の被害状況に関する申出書も添付
- ・り災証明書（住家） ・被害状況が分かる写真（修理前の写真）
- ・修理見積書（申込者が選定した修理業者から入手）

※ その他市長が必要と認めるもの （例）資力の申出書（中規模半壊以下の場合）

■お問合せ先 住宅政策課 096-328-2449

3-1-3 ひとり親家庭への貸付（住宅）

こども家庭福祉課 096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- ・原則、連帯保証人が1名以上必要です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- ・当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- ・その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。
※必ず事前相談が必要となります。
※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室 （午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
096-372-1228
熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室 096-372-1228
こども家庭福祉課 096-366-3030

3-2 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-2-1 熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助

空家対策課 096-328-2514

倒壊の恐れのある危険な空家の除却工事費に対して、**最大60万円** 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある空家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる空家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

[【4月13日 受付開始】熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金について（老朽危険空家等除却補助）](#)



お手続き

空家対策課への各種申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「[R8 補助申請手続きの進め方](#)」のチラシをご参照ください。



※なお、事前調査申請受付期間は、令和8年12月28日（月）までとなっております、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）
窓口を持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先

空家対策課 096-328-2514

3-2-2 熊本市老朽空き家除却促進事業補助

空家対策課 096-328-2514

建築後一定期間を経過した老朽空き家（戸建の住宅）の除却工事費に対して、

最大40万円 補助します。（敷地全体を更地にする必要があります）

対象となる方

熊本市内にある老朽空き家の所有者または管理者で、個人の方。（相続人も対象）

※対象となる老朽空き家の条件については、以下の空家対策課のホームページをご参照ください。

[【4月13日 受付開始】古い空き家や相続・遺贈を受けた空き家の除去費用の一部を最大40万円補助します！](#)



お手続き

空家対策課への申請書のご提出が必要です。（郵送申請可能）

※詳細な手続きの流れや必要書類については、上記の空家対策課のホームページのうち、「[R8° 補助申請手続きの進め方（手引きの概要版）](#)」のチラシをご参照ください。



※なお、受付期間は、令和8年12月28日（月）までとなっており、予算がなくなり次第、受付終了しますのでご注意ください。

■申請受付窓口

空家対策課

■受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

窓口を持参もしくは郵送（申請期間内必着）

■お問合せ先

空家対策課 096-328-2514

3-2-3 被災住宅の障害物の除去

土木総務課 096-328-2475

令和8年（2026年）7月28日発生の令和8年熊本地震によって住家内に運ばれた土石、竹木等によって、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、熊本市で実施する制度です。

要件等をご確認の上、制度の利用を希望される方は下記窓口にご相談ください。

対象となる方

次の要件の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 災害時に住んでいた住家が半焼、半壊又は床上浸水の方を対象とし、全焼、全壊及び流失の住家については、引き続き元の住家に住み続ける方
- (2) 住家内に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自助・共助による障害物の除去が困難な状況かつ自らの資力では障害物を除去できない方
- (3) 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）や市営住宅を利用しない方

除却の範囲

障害物の除去は、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために行うものですので、その範囲は次のとおりとなります。なお、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象になりません。

- (1) 居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所にある土砂等の除去（物置や倉庫等にある土砂等は対象外となります）
- (2) 住家の入口が土砂等で閉ざされている場合の玄関回りの除去

■申請受付窓口

本庁 13 階 土木総務課

■受付時間

令和8年（2026年）7月29日 ～ 未定

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

3. 住まいの確保・再建のための支援

- (1) り災証明書（住家）（写しでも可）
- (2) 被災住宅の障害物の除去申込書（様式第1号）
- (3) 資力に係る申出書（様式第2号）
- (4) 住家内の状況がわかる写真等
- (5) その他、熊本市で必要と認める書類

■注意事項

- (1) 1世帯当たりの限度額は148,600円（※）です。
※申請者への支払いは行いません。熊本市が施工業者へ直接支払います（除去完了後に支払う）。
- (2) 2世帯以上が居住している場合でも、(1)の1世帯当たりの限度額以内となります。

■お問合せ先

土木総務課 096-328-2475

3-3 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-3-1 開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課 096-328-2507

熊本地震によって被災した建築物等に移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
※ 非自己用を除く。
- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）

3. 住まいの確保・再建のための支援

- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- ④ 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条）

お手続き

■申請受付窓口

開発指導課 096-328-2507

■受付時間

月～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

■お問合せ先

開発指導課 096-328-2507

3-3-2 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

地震災害により滅失又は破損した建築物等について、その災害の発生した日から1年以内に、建築・大規模の修繕・模様替えをするときは、建築確認申請等、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請等の手数料を免除します。

※対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

対象となる申請等

- ・ 建築確認申請
- ・ 中間検査申請
- ・ 完了検査申請（省エネ適判完了検査の追加含む）
- ・ 法第7条の6の規定に基づく仮使用の認定申請
- ・ 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請
- ・ 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可申請

3. 住まいの確保・再建のための支援

- ・ 法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請
- ・ 省エネ適判申請
- ・ 計画変更に係る省エネ適判申請
- ・ 省エネ適判申請の軽微変更該当証明書交付申請

お手続き

■申請受付窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■受付時間

月～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・ 手数料免除申請書
- ・ り災証明書の写し

■お問合せ先

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1 被服、寝具その他生活必需品の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和8年熊本地震により被災された方に、被服、寝具その他生活必需品の支給を行います。申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

対象となる方

令和8年熊本地震により住居が床上浸水、半壊又は全壊の被害を受けた方のうち、生活必需品の喪失などにより日常生活を営むことが困難な方

■支給の限度額

家屋の被災状況及び世帯人員数により、次の金額の範囲内での支給になります。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増すごと加算
全壊	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
半壊	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	3,000円

※区分の半壊には、大規模半壊、中規模半壊及び床上浸水を含みます。

■支給品一覧【※以下は、令和7年8月豪雨災害時の内容です】

品名	金額	品名	金額
男性用肌着（半袖2枚）	1,030円	女性用肌着（キャミソール又はノースリーブ2枚）	1,040円
男性用トランクス（1枚入り）	550円	男性用トランクス（2枚入り）	770円
女性用ショーツ（1枚入り）	550円	女性用ショーツ（2枚入り）	770円
男性靴下（1足）	520円	女性靴下（1足）	360円
寝具（敷き布団、掛け布団等6点シングルセット）	5,720円	タオルケット（シングル）	1,160円
フェイスタオル（5枚入り）	600円	トイレットペーパー（12個入り）	330円
ティッシュペーパー（5個入り）	220円	紙おむつ（子供用）※パンツタイプ	1,070円
紙おむつ（子供用）※テープタイプ	1,460円	紙おむつ（大人用）※パンツタイプ	1,040円

4. 生活面への支援

紙おむつ（大人用）※テープタイプ	2,240 円	やかん（2.5L）IH 対応	1,200 円
両手鍋（20cm）IH 対応	1,360 円	フライパン（26cm）IH 対応	930 円
包丁	760 円	まな板	600 円
茶碗	300 円	箸	160 円
バケツ（8L）	490 円		

■お手続き

申請受付の準備ができ次第、お知らせします。

4-1-2 教科書及び学用品の支給

教育委員会指導課 096-328-2721
教育委員会学務支援課 096-328-2716

救助を要する被災者である児童・生徒に必要な教科書・文房具・通学用品・その他の学用品を支給します。

対象となる方

令和 8 年熊本地震にて罹災され、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）により学用品を喪失若しくは損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）。

支給対象品目

- （ア）教科書及び正規の教材
 - （イ）文房具、通学用品
- ※現物支給となります。

お手続き

今後、具体的な手続きについてお知らせします。

4-2 ごみの処理について

4-2-1 地震で被害を受けたごみの収集について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり特別収集を行います。

4. 生活面への支援

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

45ℓ の袋に入る大きさのごみ

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、燃えるもの・燃えないものに分けて、45ℓ 以下の透明ごみ袋に入れて、普段ご利用のごみステーションに通常のごみとは分けて出してください。

4-2-2 地震で被害を受けた大型ごみ、家電 4 品目の回収について

廃棄物計画課 096-328-2359

この度の地震被害に伴う災害ごみについて、以下のとおり特別収集を行います。

対象となる方

熊本市内にお住まいの方

対象となるもの

大型ごみ（たんす・食器棚など）、
家電 4 品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

お手続き

地震で被害を受けたものに限り、事前にごみゼロコール（0570-00-5374）に申し込みをしていただくことで、無料で回収を行います。（大型ごみ処理券は不要）

4-2-3 地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について

廃棄物計画課 096-328-2359

地震災害ごみは直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる地震災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

4. 生活面への支援

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西区城山薬師 2 丁目 12-1	329-0900	
燃えないもの	扇田環境センター	北区貢町 1567 番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

対象となるもの

地震により壊れたり被害を受けたごみで、熊本市内で発生したもの。

※リサイクルできないもので、市のごみ処理施設で受け入れられるもの。

※事業所から出た災害ごみの手続きは、家庭ごみと一部異なります

お手続き

以下の書類をお持ちの上、申請窓口にてお手続きをお願い致します。

(1) り災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】

(2) 持ち込む廃棄物の写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】

(3) 委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】

※申請手続きを、り災された本人や事業者の代わりに、代理人（片付けを手伝われている友人やごみ収集運搬業者等）が行う場合に必要

※ 搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越してください。

■申請受付窓口

災害廃棄物に関する問合せは下記にお願いします。

(1) 廃棄物計画課 （電話：096-328-2359）

(2) 中央区役所総務企画課 （電話：096-328-2610）

(3) 東区役所総務企画課 （電話：096-367-9121）

(4) 西区役所総務企画課 （電話：096-329-1142）

(5) 南区役所総務企画課 （電話：096-357-4112）

(6) 北区役所総務企画課 （電話：096-272-1112）

臨時窓口

[ごみ焼却施設]（被害を受けたごみのうち燃えるものの持ち込み先）

(7) 東部環境工場 （電話：096-380-8211）

(8) 西部環境工場 （電話：096-329-0900）

[埋立施設]（被害を受けたごみのうち燃えないものの持ち込み先）

(9) 扇田環境センター （電話：096-245-2696）

■受付時間

上記申請窓口の(1)～(6)は月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、(7)～(9)は月曜日～土曜日の午前8時30分から午後4時30分まで

4-2-4 事業所からの災害ごみの処分費用減免

事業ごみ対策課 096-328-2362

事業所からの災害ごみについては、一般家庭のものと取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

原則として市施設で受け入れ可能なものに限りします。

市施設でのごみ処理手数料が減免の対象になります。なお、収集運搬費は減免対象ではございません。

減免の対象となる災害ごみ

- 可燃性のごみ（リサイクルできないもの）
- 不燃性のごみ（埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など）
- 業務で使用していた家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）

事前確認

事業ごみ対策課で、減免できる災害ごみを確認後、減免申請窓口へのご案内を行います。処分したい災害ごみの内容及び量を把握のうえ、まずは、お問い合わせください。

■受付期間

7月30日（木）8時30分～

■事前相談先

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）

所在地：中央区手取本町 1-1 本庁 7 階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

■相談時に必要なもの

廃棄したい災害ごみの写真

※メールでご相談される場合は、その後の連絡を円滑に行うため、事業所名、事業所の所在地、連絡先の記載を必ずお願いいたします。

申請手続き

（1）可燃性のごみ、不燃性のごみについて

■申請の受付窓口

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①廃棄物計画課 | （電話：096-328-2359） |
| ②中央区役所総務企画課 | （電話：096-328-2610） |
| ③東区役所総務企画課 | （電話：096-367-9121） |
| ④西区役所総務企画課 | （電話：096-329-1142） |

4. 生活面への支援

⑤南区役所総務企画課（電話：096-357-4112）

⑥北区役所総務企画課（電話：096-272-1112）

【臨時窓口】

⑦東部環境工場（電話：096-380-8211）

⑧西部環境工場（電話：096-329-0900）

⑨扇田環境センター（電話：096-245-2696）

①～⑥は月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、

⑦～⑨は月曜日～土曜日の午前8時30分から午後4時30分まで

■申請時に必要なもの

- ・り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）
- ・搬入するごみが分かる写真（事業ごみ対策課にて事前確認を受けた写真）
- ・搬入に使用するすべての車両のナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇-〇〇）
- ・搬入予定回数
- ・委任状（代理人が申請する場合 委任者の押印が必要）

■持ち込み先

- ・可燃性のごみ：西部環境工場、東部環境工場
- ・不燃性のごみ、小型家電製品類：扇田環境センター

■受入期間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分

（2）業務で使用していた家電4品目について

■申請の受付窓口

事業ごみ対策課（電話：096-328-2362）

所在地：中央区手取本町1-1 本庁7階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

■申請時に必要な書類・確認させていただく内容

①家電4品目特別搬入証交付申請書

- ・搬入に使用するすべての車両ナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇-〇〇）及び搬入回数
- ・搬入を許可業者に委託する場合は許可業者名など

②搬入品目一覧表

※搬入したい家電4品目の製造業者（メーカー）及び型式・型番を記載

4. 生活面への支援

③搬入する家電4品目の写真

※一点ずつ撮影したもの。

※②搬入品目一覧表のNo.を写真にご記載ください。

（メール添付の際はファイル名をNo.にしてください）

④り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したもの可）

⑤委任状（代理人が申請する場合 委任者の押印が必要）

■申請方法

窓口への持参、郵送、電子メールなど

■搬入方法

搬入場所や搬入期間は、現在調整中。

4-3 飲用井戸水の検査について

4-3-1 災害時における飲用井戸水等の水質検査

環境総合センター 096-379-2511

市内において地震により、飲用している井戸に被害があった世帯に対して、飲用井戸水の水質検査を実施します。地震で被災した井戸の水は、濁りなど水質が変化している可能性があります。検査結果が確認されるまでは、市販のミネラルウォーター等で対応してください。

対象となる方

被災された個人住宅で井戸水を飲用水としている世帯（上水道の未給水世帯、又は上水道の断水地域の世帯）

お手続き

■検査の予約・持ち込み先

熊本市環境総合センター 熊本市東区画図町所島404-1

電話番号 096-379-2511

午前8時30分から午後5時まで（当面の間、土日祝日を含む）

※必ず事前に電話でご予約をお願いします。

■井戸水の持ち込み時間

午前8時30分から午後3時まで

※詳細は検査予約の際にご案内します。

4. 生活面への支援

■必要なもの

(1) 井戸水

○専用の採水容器を熊本市環境総合センターでお渡ししますので、その容器に検査する井戸水を入れてご持参ください。

※容器を取りに来られない方は未開封のミネラルウォーターのペットボトル（500mL を 2 本）を空にして当日の井戸水を採取してください。

※詳しい採水方法は、ご予約時にご案内します。

(2) 次のうち、いずれか一つご持参ください。

り災証明書（住家）

被災が確認できる写真等

住所が確認できるもの（断水地域の確認のため）

■検査料

無料

■検査内容

- ・化学的検査
- ・細菌学的検査 計 10 項目

■結果の通知

受付から概ね 7 日程度

※自宅へ郵送します。電話での問い合わせにも対応します。

■お問合せ先

環境総合センター 096-379-2511

4-4 通学に関すること

4-4-1 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和 8 年熊本地震にて罹災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように対応を行います。

対象となる児童生徒

地震被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

■指定校変更・区域外就学許可

下記のような場合において、申し立てに基づき期間等を相談の上、許可を行います。

4. 生活面への支援

- ①市内間で校区外に転居した場合
- ②市外へ転居した場合
- ③市外から転入した場合

■申請受付窓口

教育委員会事務局 学務支援課 就学班 096-328-2716

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの（賃貸契約書・同居証明書など）
- ・児童生徒本人と保護者を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ・り災証明書等（コピー可、後日提出可）

4-5 生活に関することについて（相談窓口）

4-5-1 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の熊本地震に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター

相談ダイヤル 096-353-2500

相談日 月～金、（祝日、年末年始を除く）

時間 午前9時～午後5時

※面談は事前予約制

災害に便乗した悪質商法にご注意くださいのホームページもご覧ください。

[災害に便乗した悪質商法にご注意ください / 熊本市公式サイト](#)

4-5-2 こころの健康相談

こころの健康センター 096-366-1171

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

4. 生活面への支援

こころの健康に関するご相談は、以下の電話や SNS にて受け付けております。

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

- ・こころの健康センター（ウェルパルくまもと 3 階）
096-362-8100 平日 午前 9 時～午後 4 時
- ・熊本こころの電話
096-285-6688 年中無休 午前 11 時～午後 6 時 30 分
- ・熊本いのちの電話
096-353-4343 年中無休 24 時間
0120-783-556 年中無休 午後 4 時～午後 9 時
- ・よりそいホットライン
0120-279-338 年中無休 24 時間

SNS 相談窓口

■こころの悩み相談@連携中枢都市圏

- ・傾聴 AI への相談：24 時間 365 日
- ・専門相談員への相談：毎週火曜・日曜（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
午後 6 時～午後 10 時
- ・相談方法

専用二次元コード（WEB）

LINE アカウント



<https://chat.ziai.jp/organization/cbafb13d-247e-4d2e-974d-2dc67ce55e46>



<https://line.me/R/ti/p/@355klbvn>
LINE アプリの「友だち追加」の「検索」で ID：【@355klbvn】 を検索し、友だちに追加してください。

4-5-3 こどもたちの心のケア

総合支援課 096-328-2743

令和8年熊本地震等により、不安や心配なことなど心のケアが必要な市立小学生や市立中学生およびその保護者にスクールカウンセラーによるカウンセリングを行います。

対象となる方

市立小学校・中学校の児童生徒およびその保護者

お手続き

お子様が在籍している小学校または中学校に保護者の方がご相談ください。

■申請受付窓口

お子様が在籍している小学校または中学校

■受付時間

9時00分から16時30分まで（土・日・祝日・年末年始・学校閉庁日を除く）

■お問合せ先

（担当課名）総合支援課 （電話番号）096-328-2743

4-5-4 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課 096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センターへご相談ください。

センターは中央区、東区、南区の市内3か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

- ・中央生活自立支援センター（中央区役所2階）
096-328-2795 平日 午前9時～午後4時30分
- ・東生活自立支援センター（東区役所2階）
096-367-9233 平日 午前9時～午後4時30分

4. 生活面への支援

- ・南生活自立支援センター（南区役所横雁回館）
096-358-5571 平日 午前9時～午後4時30分

4-5-5 感染症に関する相談

健康危機管理課 096-364-3311

健康危機管理課では、感染症に関する相談を受け付けています。

対象となる方

熊本市にお住まいの方

お手続き

■相談内容

- ・感染症に関すること
- ・避難所等での感染対策に関すること。

■相談窓口

健康危機管理課 096-364-3311

■受付時間

午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）

感染症の発生動向についてのホームページもご覧ください。

[熊本市の感染症発生情報／熊本市公式サイト](#)

4-5-6 食品に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

- ・熊本市にお住まいの方
- ・熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

お手続き

■相談内容

- ・食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関すること
- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

4. 生活面への支援

■相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）

4-5-7 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品関係事業者

熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に関する衛生相談を受け付けています。

■相談内容

- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■食品衛生に関する相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）

4-5-8 外国人の方向けの相談窓口

国際課 096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。
お気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

お手続き

■相談窓口

熊本市国際交流会館 2 階（熊本市外国人総合相談プラザ）

■受付時間

会館の開館日

※休館日 第2・第4月曜日（祝日の場合は直近の平日）

午前10時～午後6時

4. 生活面への支援

■対応言語

25言語

やさしい日本語、英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語、トルコ語、アラビア語、ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語

■連絡先

電話番号 096-359-4995 メール soudan@kumamoto-if.or.jp

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 市税の減免

市民税課 096-328-2183

固定資産税課 096-328-2195

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1 個人市民税

- 居住する住宅に被害を受けられた方
- 所有する住宅または家財に被害を受けられた方
- 農作物に被害を受けられた方

2 固定資産税

- 著しく価値を減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）を有する方

3 事業所税

- 事業所用家屋等が滅失又は使用不能等の被害を受けられた方

お手続き

■申請受付窓口

1 個人市民税

市民税課 096-328-2183

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

2 固定資産税

固定資産税課 096-328-2195

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは固定資産税課でお受けします。）

3 事業所税

市民税課 096-328-2173（法人課税班）

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土日祝日、年末年始を除く）

5. 各種減免・支払いの猶予等

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・減免申請書（窓口に設置されています。）
- ・り災証明書 ※写し可
- ・り災証明書（農林水産業関係） ※農作物に被害を受けられた方
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

5-1-2 市税の納税の猶予

納税課 096-328-2204

地震による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

地震により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課 096-328-2204

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課 096-328-2181

戸籍住民課 096-328-2031

各区役所区民課

各区役所税務室

各総合出張所（含：芳野分室）

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

5. 各種減免・支払いの猶予等

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	各総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	—	○
② 住民票記載事項に関する証明書	○	—	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書 その他の税証明書	—	○	—

※ ⑤～⑧の証明書の交付手数料は次の事由の場合に免除します。

- (1) り災した住家に係る損害保険金の請求
- (2) 災害復旧のための融資の申請
- (3) 税証明の提出が義務付けられている災害復旧のための国又は地方公共団体の援助を受ける手続き
- (4) り災者を対象とする公営住宅の入居の申請

お手続き

窓口に、り災証明書をご持参ください。

※コンビニ交付は免除の対象外です。

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土日祝日、年末年始を除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書
- (2) 本人確認ができるもの
- (※) 証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課	096-328-2181
東区役所税務室	096-367-9138
西区役所税務室	096-329-1174
南区役所税務室	096-357-4143
北区役所税務室	096-272-1114

5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課 096-328-2067

マイナンバーカードセンター 096-277-1869

令和8年熊本地震の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和8年7月28日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓口

熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）
各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター (大劇会館)	各区役所区民課
受付時間	月・火・木曜／9：00～16：30 水曜／9：00～18：30 日曜／9：00～15：00	平日／9：00～16：30
休業日	金・土曜・祝日 第3土曜の翌日曜（システムメンテナンス日） 年末年始	土・日曜・祝日 年末年始

※令和8年7月・8月は開業日が変更になります。

開業日・休業日について以下熊本市ホームページをご確認ください。

「熊本市マイナンバーカードセンター及び熊本市マイナンバー
カード東区サテライトの休業日及び開業日について」

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00361519/index.html>



■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行（申請から1週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留（転送不要）・速達により郵送交付する方法）による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書（※）が必要となります。

（※）特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から30日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターに問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター 096-277-1869

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免等

上下水道局料金課 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

対象となる方

住家が準半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請受付窓口

上下水道局料金課 096-381-1118

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 定期予防接種の対象期間の延長

感染症予防課 364-3189

令和8年熊本地震により被災し、やむを得ない事情により定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方について、公費負担による接種機会を確保します。

対象となる方

熊本市に住民票がある方で震災発生により、やむをえず定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方。

対象期間

令和8年7月29日から2年間

※高齢者の肺炎球菌感染症及び带状疱疹については、1年間

※ロタウイルスワクチンは対象外です

※五種混合・四種混合ワクチンは15歳まで、結核（BCG）ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります

お手続き

該当となられる場合は、り災証明書（コピー可）を取得の上、感染症予防課へご連絡ください。

感染症予防課 096-364-3189

5-5 障がい者・児福祉

5-5-1 障がい者の福祉用具の再給付

障がい福祉課 096-361-2519

障がい者福祉相談所 096-362-6500

各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、令和8年熊本地震により、以前熊本市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※ 詳細は、【お問合せ先】にご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時30分 月曜～金曜（祝日除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 身体障がい者手帳
- (2) 破損状況が分かる写真等

※その他必要書類がございますので、まずはお問い合わせください。

■対象の福祉用具

【障がい者日常生活用具】

- ・介護用ベッド
- ・入浴補助器具
- ・たん吸引器
- ・ネブライザー（吸入器）
- ・ストーマ装具 など

【補装具】

- ・車椅子
- ・電動車椅子
- ・歩行器
- ・補聴器 など

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
障がい福祉課	096-361-2519

5-5-2 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具

給付事業の自己負担額の減額

障がい福祉課 096-361-2519

こころの健康センター 096-366-1171

こども支援課 096-328-2158

自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業を利用している又は今後利用しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で利用者負担額を算出します。場合によっては、利用者負担額を減額することがあります。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

1. 自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）
2. 補装具、日常生活用具給付事業

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、以下までお問い合わせください。

■申請窓口・お問合せ先

対象サービス	申請窓口	お問合せ先
補装具	各区役所福祉課・総合出張所	障がい福祉課 096-361-2519
日常生活用具		
自立支援医療（更生医療）		こころの健康センター 096-366-1171
自立支援医療（精神通院）	各区役所保健こども課	こども支援課 096-328-2158
自立支援医療（育成医療）		

5-5-3 特別児童扶養手当などの災害特例措置

各区役所福祉課

令和8年熊本地震により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます

- 配偶者及び扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・住宅、家財
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「り災証明書」の提出が必要です。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所福祉課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年（令和8年）の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-6 子育て・教育

5-6-1 保育所等利用者負担額（保育料）の減免

保育幼稚園課 096-328-2568
各区役所保健こども課

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）の減免を受けることができます。

対象となる方

被災時に在園（0歳～2歳クラス）していた方で、災害により所有する住宅に準半壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合	利用者負担額（保育料）：100%減免
被害の程度が「半壊」の場合	利用者負担額（保育料）：50%減免
被害の程度が「準半壊」の場合	利用者負担額（保育料）：30%減免

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可）
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

保育幼稚園課：平日 午前8時30分～午後5時15分
各区役所保健こども課：平日 午前9時～午後4時30分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-6-2 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免

児童相談所 096-366-8181

児童福祉法の規定に基づく、児童養護施設等や障害児入所施設への措置に関し、負担金の納入義務がある方は、申請により、負担金を減免できる場合があります。

対象となる方

納入義務者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失業、疾病、災害等により、前年度に比較し、所得が著しく減少し、又は不時のやむを得ない支出により、負担金の納入が困難であると認められるとき。
- (3) 災害その他特別の事情により市長が特に必要と認めるとき。

お手続き

■申請窓口

児童相談所

■受付時間

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・減免申請書
- ・り災証明書（写し可）

※その他状況確認のための書類をお願いする場合があります。

詳しくは、児童相談所までお問合せください。

5-6-3 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

こども家庭福祉課	096-366-3030
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

- ① 地震により住家の全半壊の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

※上記は主な事例であり、地震の影響により償還が困難となった事情を個別に確認の上、判断します。

お手続き

- ・熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
熊本市中央区大江6丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）
096-372-1228
- ・各区役所保健こども課
中央区役所保健こども課 096-328-2421
東区役所保健こども課 096-367-9130
西区役所保健こども課 096-329-6838
南区役所保健こども課 096-357-4135
北区役所保健こども課 096-272-1104

■必要なもの

償還の猶予を受けるには、状況に応じ、り災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

■お問合せ先

- | | |
|------------|--------------|
| こども家庭福祉課 | 096-366-3030 |
| 熊本市母子父子相談室 | 096-372-1228 |

5. 各種減免・支払いの猶予等

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-6-4 就学援助制度

学務支援課 096-328-2716

令和8年熊本地震等の影響により就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対して、就学に必要な費用を援助します。

対象となる方

小中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、令和8年熊本地震等の影響により、市町村民税の減免、個人の事業税の減免、固定資産税の減免、国民健康保険の減免または徴収の猶予、国民年金保険料の免除（4分の1免除を除く）のいずれかを受けた方。

お手続き

■申請方法

（1）窓口申請の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて教育委員会事務局学務支援課にご提出ください。

受付時間： 8：30～17：15 月曜～金曜（祝日除く）

（2）郵送の場合

申請書に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局学務支援課へ郵送してください。

郵送先： 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市学務支援課 就学援助担当 宛

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）申請書

（2）各減免または徴収の猶予の決定通知書（写し可）

■お問合せ先

学務支援課 096-328-2716

■ホームページ

[就学援助制度について](#)

5-6-5 熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

学務支援課 096-328-2716

毎年4月に行っている定例の奨学生募集以外に、住家の被災等を含む家計の急変等を対象とした奨学生の募集を行います。

対象となる方

[以下の全ての要件を満たす方]

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）（以下「学校等」という。）に在学していること。
（※学年は問いません。）
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
- (4) 家計の急変等の要件に該当すること（※）。

※家計の急変等の対象について

- ・火災・風水害等：火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
- ・破産：扶養者の事業失敗による破産
- ・失職：主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
- ・死亡：主たる生計者の死亡
- ・入院：主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
- ・離婚：扶養者の離婚による世帯収入の減少

お手続き

以下の提出書類を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金貸付申請書
- ・熊本市奨学金家計急変等申請書
- ・生計を一にする世帯員全員の住民票（本籍不要）
- ・生計を一にする世帯員全員の令和8年度市県民税（所得・課税）証明書（世帯用でも可）
- ・り災証明書（写し可、後日提出可）等家計の急変等の対象であることがわかる書類（詳細はホームページ等参照）

5. 各種減免・支払いの猶予等

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

■貸付期間

申請した日の属する月から令和 9 年（2027 年）3 月まで
※貸付期間終了後も貸付が必要な場合は、改めてご相談ください。

■募集期限

令和 9 年（2027 年）2 月 26 日（金）必着（2 月 27 日以降に届いた申請書は受付できませんのでご注意ください。）

■貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申し出により 貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額	第 1 学年初回 加 算 額 (1 年生に限る)
高 校 等	高 等 学 校	国・公立	①18,000 円 ② 9,000 円	—	50,000 円
	高 等 専 門 学 校 専修学校（高等課程）	私 立	①30,000 円 ②15,000 円		100,000 円
大 学 等	大 学	国・公立	①42,000 円 ②21,000 円	6,000 円	150,000 円
	大 短 期 大 学 専修学校（専門課程）	私 立	①51,000 円 ②25,500 円	10,000 円	200,000 円

※貸付けは無利子ですが、貸付期間終了後は必ず返還が必要となります。

■お問合せ先

（担当課名）学務支援課 （電話番号）096-328-2716

5-6-6 熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

学務支援課 096-328-2716

熊本市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、令和8年熊本地震で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。猶予期間終了後は返還が必要となります。

対象となる方

奨学生本人

※ 申請時点で未納がない方

※ 対象以外の方につきましても、返還のご相談等を承りますので、下記までご連絡ください。

お手続き

熊本市奨学金返還猶予申請書およびり災証明書（写し可）を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金返還猶予申請書
- ・り災証明書（写し可、後日提出可）

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8時30分から17時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

■返還を猶予できる期間

令和8年熊本地震が発生した日（令和8年（2026年）7月28日）以降で、猶予決定の日の属する月から令和9年（2027年）6月まで（最長）。

※ 返還期限が到来した返還金及び返還済みの返還金は猶予の対象となりません。

※ 返還金の納付が確定した後に申請が行われた際には、当該申請月の返還猶予ができない場合があります。

■お問合せ先

（担当課名）学務支援課 （電話番号）096-328-2716

5-6-7 未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課 096-328-2568

各区役所保健こども課

教育委員会指導課 096-328-2721

今回の災害で被災されたことに伴い、災害復旧のために保育を必要とされる未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

①認可保育所等（保育所、認定こども園等）の利用 ※保育所部分

②私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用支援

③市立幼稚園への受け入れ

※②③については、年齢制限があります。

利用料

被害の程度により、利用者負担額（保育料）が減免されます。

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額（保育料）：100%減免

被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：50%減免

被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：30%減免

※副食費等の実費相当額は利用者負担

※②③については、被害の程度に関係なく、利用料は無償です。

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）り災証明書（コピー可）（後日提出可） ※②③の場合は不要

（2）本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）

（3）教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

■申請受付窓口

①②保育幼稚園課または各区役所保健こども課

③教育委員会事務局指導課

5. 各種減免・支払いの猶予等

■受付時間

- ①平日 午前8時30分～午後5時15分
- ②平日 午前9時～午後4時30分
- ③平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

①②に関すること

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

③に関すること

教育委員会事務局指導課	096-328-2721
-------------	--------------

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1 中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課 096-328-2424
起業・新産業支援課 096-328-2392

令和8年熊本地震の発生に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業様向けに経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

■金融（市制度融資）に関する相談

開設場所：熊本市経済観光局産業部商業金融課

所在地：熊本県熊本市中央区手取本町 1-1 熊本市役所 8 階

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝日、年末年始を除く）

電話：096-328-2424

■経営に関する相談

開設場所：くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所在地：熊本県熊本市西区春日 1 丁目 14-1 くまもと森都心プラザ 2 階

受付時間：月曜～土曜 10 時～19 時／日曜、祝日 10 時～17 時

（第 3 水曜日（休館日）と年末年始を除く）

電話：096-355-7402

メール：business@stsplaza.net

備考：相談は原則予約制となっております。電話またはメールにてご予約ください。

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1 農漁業被害に関する相談

農業政策課 096-328-2403

令和8年熊本地震により、被害を受けた農漁業者からの各種相談窓口を設置します。

6. 事業者に関すること

対象となる方

- ・ 農業を営まれている方
- ・ 漁業を営まれている方

相談窓口

■相談の内容

- ・ 農作物の被害に関する相談
- ・ 農業用施設の被害に関する相談
- ・ 農業用機械の被害に関する相談
- ・ 資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課南農業振興室	0964-28-3115
農業支援課	096-328-2384

■相談の内容

- ・ 農地の被害に関する相談
- ・ 土地改良施設の被害に関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター基盤整備課	096-272-1145
西南部農業振興センター基盤整備課	096-329-1168
農地整備課	096-328-2953

■相談の内容

- ・ 水産物の被害に関する相談
- ・ 水産業用施設の被害に関する相談
- ・ 水産業用機械の被害に関する相談
- ・ 資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
水産振興センター	096-311-4010

6. 事業者に関すること

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

6-3 各種相談窓口

6-3-1 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品関係事業者

熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に関する衛生相談を受け付けています。

■相談内容

- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■食品衛生に関する相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）

6-3-2 社会保険労務士による労働相談

雇用対策課 096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例

- ・雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・労働保険料の納期限に関する相談
- ・健康管理・安全衛生に関する相談

対象となる方

熊本市にお住まいの方

相談窓口

本庁舎1階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

6. 事業者に関すること

■相談日

毎週水曜日（祝日を除く）

■時間

午後2時から5時まで

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。
労働相談会場入口左にある時間帯を記載した整理券（予約札）をお取りいただき、整理券記載のお時間になりましたら労働相談会場にご入室ください。

問い合わせ先

096-328-2377